

令和 6 年度  
(2024年度)

金沢市議会 6月定例月議会議案

目 次

議案番号	件名	頁
議案第1号	令和6年度金沢市一般会計補正予算（第1号）	1
議案第2号	令和6年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計補正予算（第1号）	6
議案第3号	令和6年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）	8
議案第4号	令和6年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	10
議案第5号	金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について	12
議案第6号	金沢市税賦課徴収条例の一部改正について	13
議案第7号	金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部改正について	15
議案第8号	金沢市学校設置条例の一部改正について	17
議案第9号	金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	18
議案第10号	金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	21
議案第11号	金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部改正について	24
議案第12号	金沢市公共下水道条例の一部改正について	25
議案第13号	「工事請負契約の締結について」の一部変更について（金沢市立兼六小学校校舎移転整備工事（建築工事））	26
議案第14号	「工事請負契約の締結について」の一部変更について（金沢市立兼六小学校校舎移転整備工事（電気設備工事））	27
議案第15号	「委託契約の締結について」の一部変更について（高柳跨線橋耐震補強工事）	28
議案第16号	財産の取得について（コミュニティバス）	29
議案第17号	財産の取得について（消防用特殊車両）	30
議案第18号	石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	31
議案第19号	市道の路線認定について	32
議案第20号	市道の路線廃止について	33
報告第1号	専決処分の報告について（金沢市税賦課徴収条例の一部改正について）	34
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	45
報告第3号	繰越明許費について（一般会計）	48
報告第4号	事故繰越しについて（一般会計）	56
報告第5号	予算の繰越しについて（水道事業特別会計）	58
報告第6号	予算の繰越しについて（水道事業特別会計）	60
報告第7号	予算の繰越しについて（病院事業特別会計）	62

報告第8号	予算の繰越しについて（中央卸売市場事業特別会計）	64
報告第9号	予算の繰越しについて（中央卸売市場事業特別会計）	66
報告第10号	予算の繰越しについて（下水道事業特別会計）	68
報告第11号	予算の繰越しについて（下水道事業特別会計）	70

議案第1号

令和6年度金沢市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度金沢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,709,672千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,109,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。  
(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年6月11日提出

金沢市長　村山　卓

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		千円 366,390	千円 3,750	千円 370,140
	1. 負 担 金	366,390	3,750	370,140
16. 国 庫 支 出 金		37,352,275	1,250,464	38,602,739
	1. 国 庫 負 担 金	26,997,257	628,156	27,625,413
	2. 国 庫 補 助 金	10,257,027	622,308	10,879,335
17. 県 支 出 金		14,242,835	853,822	15,096,657
	1. 県 負 担 金	10,510,923	87,200	10,598,123
	2. 県 補 助 金	2,884,003	766,622	3,650,625
20. 繰 入 金		3,242,618	64,200	3,306,818
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	288,458	64,200	352,658
22. 諸 収 入		4,755,842	782,336	5,538,178
	6. 雜 入	4,026,600	782,336	4,808,936
23. 市 債		8,842,100	1,755,100	10,597,200
	1. 市 債	8,842,100	1,755,100	10,597,200
歳 入 合 計		190,400,000	4,709,672	195,109,672

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		千円 14,441,780	千円 20,500	千円 14,462,280
	1. 総務管理費	11,081,075	20,500	11,101,575
3. 民生費		79,606,220	706,236	80,312,456
	2. 老人福祉費	15,494,951	417,936	15,912,887
	3. 児童福祉費	34,254,895	95,100	34,349,995
	5. 災害救助費	410,800	193,200	604,000
4. 衛生費		18,041,351	854,000	18,895,351
	1. 保健衛生費	10,483,677	684,000	11,167,677
	3. 清掃費	5,879,772	170,000	6,049,772
6. 農林水産業費		2,919,587	314,900	3,234,487
	1. 農業費	2,174,426	314,900	2,489,326
7. 商工費		3,465,147	42,000	3,507,147
	1. 商工費	3,465,147	42,000	3,507,147
8. 土木費		19,792,150	1,245,500	21,037,650
	1. 土木管理費	1,290,337	44,000	1,334,337
	2. 道路橋りょう費	5,491,083	431,300	5,922,383
	3. 河川費	956,234	87,000	1,043,234
	4. 港湾費	379,827	381,300	761,127
	5. 都市計画費	10,736,736	301,900	11,038,636
9. 消防費		5,246,724	100,000	5,346,724
	1. 消防費	5,246,724	100,000	5,346,724

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		千円 26,225,377	千円 325,900	千円 26,551,277
	6. 社会教育費	5,942,553	311,000	6,253,553
	7. 保健体育費	8,650,911	14,900	8,665,811
11. 災害復旧費		1,410,117	1,724,400	3,134,517
	1. 災害復旧費	1,410,117	1,724,400	3,134,517
14. 予備費		720,000	△ 623,764	96,236
	1. 予備費	720,000	△ 623,764	96,236
歳出合計		190,400,000	4,709,672	195,109,672

第2表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
4. 衛 生 費			千円 54,600
	3. 清 掃 費	ごみ収集事業	54,600
9. 消 防 費			4,500
	1. 消 防 費	常備消防事業	4,500

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西部環境 エネルギーセンタ 改良一費	令和7年度	千円 246,000	令和7年度	千円 26,000
土災害復旧事業費			令和7年度	96,000

第4表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	千円	限 度 額	千円
公共事業等	2,023,300		2,589,300	
災害復旧事業	470,300		1,333,600	
一般廃棄物処理事業	243,600		333,600	
地域活性化事業	218,000		453,800	
合 計	8,842,100		10,597,200	

議案第2号

令和6年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計補正予算（第1号）

令和6年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 財産収入		千円 76,800	千円 64,200	千円 141,000
	1. 財産売払収入	76,800	64,200	141,000
歳入合計		111,389	64,200	175,589

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共用地 先行取得事業費		千円 111,389	千円 64,200	千円 175,589
	1. 公共用地 先行取得事業費	111,389	64,200	175,589
歳出合計		111,389	64,200	175,589

## 議案第3号

### 令和6年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 令和6年度金沢市の水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度金沢市の水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
配水管改良	延長 14,706m 3,947,700千円	延長 2,000m 940,000千円	延長 16,706m 4,887,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第1款 事 業 収 益	9,555,666千円	64,600千円	9,620,266千円
第2項 営 業 外 収 益	958,836千円	64,600千円	1,023,436千円
合 計	9,555,666千円	64,600千円	9,620,266千円
支			出
第1款 事 業 費 用	9,015,448千円	97,000千円	9,112,448千円
第1項 営 業 費 用	8,689,160千円	97,000千円	8,786,160千円
外に当年度予定利益	540,218千円	△ 32,400千円	507,818千円
合 計	9,555,666千円	64,600千円	9,620,266千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,131,655千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,259,655千円」に、「過年度分損益勘定留保資金859,656千円」を「過年度分損益勘定留保資金987,656千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第2款 資 本 的 収 入	2,726,452千円	812,000千円	3,538,452千円
第4項 工 事 負 担 金	552,995千円	812,000千円	1,364,995千円
外に過年度分損益勘定留保資金	859,656千円	128,000千円	987,656千円
合 計	5,858,107千円	940,000千円	6,798,107千円

	支	出	
第2款 資本的支出	5,858,107千円	940,000千円	6,798,107千円
第1項 建設改良費	5,152,979千円	940,000千円	6,092,979千円
合計	5,858,107千円	940,000千円	6,798,107千円

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山卓

## 議案第4号

### 令和6年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和6年度金沢市の下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度金沢市の下水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 主要な建設改良事業			
雨水関連施設	605,000千円	64,000千円	669,000千円
災害復旧事業		5,688,000千円	5,688,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,137,830千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,137,897千円」に、「過年度分損益勘定留保資金3,338千円」を「過年度分損益勘定留保資金3,405千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第2款 資本的収入	7,668,040千円	5,751,933千円	13,419,973千円
第1項 企業債	4,185,000千円	2,023,600千円	6,208,600千円
第3項 補助金	1,928,085千円	3,728,333千円	5,656,418千円
外に過年度分損益勘定留保資金	3,338千円	67千円	3,405千円
合 計	14,805,870千円	5,752,000千円	20,557,870千円
支			出
第2款 資本的支出	14,805,870千円	5,752,000千円	20,557,870千円
第1項 建設改良費	5,220,582千円	5,752,000千円	10,972,582千円
合 計	14,805,870千円	5,752,000千円	20,557,870千円

(企 業 債)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

限 度	額	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		4,185,000千円	2,023,600千円	6,208,600千円

令 和 6 年 6 月 11 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

## 議案第5号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

金沢市長　村山　卓

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案の趣旨

生活保護法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

## 議案第6号

### 金沢市税賦課徴収条例の一部改正について

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

### 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、申請書の提出を要しない。

第36条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第42条の3中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第56条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書きを削り、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に規定する申請書の提出を要しない。

(1) 第1項第2号の規定に該当する固定資産を所有する者であって、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がない場合

(2) 市長が、当該者が所有する固定資産が第1項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合

第116条の2の2第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、申請書の提出を要しない。

第116条の2の2第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第9条の2中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第9条の3中第11項を第12項とし、第2項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条の3の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 提案の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、一定の特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の減額の割合を定めるとともに、職権により市民税等の減免を行うことを可能とする規定の整備等を行う。

## 議案第7号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部  
改正について

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部  
を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年  
条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定業務施設の」を「特定業務施設及び当該特定業務施設に係る特定業務児  
童福祉施設（法第5条第4項第5号の特定業務児童福祉施設をいう。以下この条及び次条  
において同じ。）の」に改め、「による特定業務施設」の次に「及び特定業務児童福祉施  
設」を加える。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「特定業務施設の」を「特  
定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備され  
るもの」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第2条の改正規定中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め  
る部分を除く。）による改正後の金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条  
例の特例を定める条例の規定は、令和6年4月19日以後に新設し、又は増設した特別償  
却設備に係る対象固定資産に対して課する固定資産税について適用し、同日前に新設し、  
又は増設した特別償却設備に係る対象固定資産に対して課する固定資産税については、  
なお従前の例による。

## **提案の趣旨**

**地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本社機能立地促進のため、固定資産税について課税の特例措置の適用期限を延長するとともに、地域再生法等の一部改正に伴い、地域の活力の再生を推進するため、特例措置の対象に特定業務児童福祉施設を追加する。**

議案第8号

金沢市学校設置条例の一部改正について

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立三谷小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

学校規模の適正化を図るため、金沢市立三谷小学校を金沢市立不動寺小学校に統合する。

## 議案第9号

### 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

金沢市長　村山　卓

### 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第46条第2項第5号中「満4歳以上満5歳に満たない」を「満4歳以上の」に改め、同項第6号を削る。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中備考以外の部分を次のように改める。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
3 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね5人につき1人
5 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

第6条第3項の表の備考第3項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改める。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、「（保育所型認定こども園にあっては、おおむね15人につき1人）」を削り、同表満4歳以上満5歳未満の子どもの項を削り、同表満5歳以上の子どもの項を次のように改める。

満4歳以上の子ども	おおむね25人につき1人
-----------	--------------

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある

ときは、当分の間、第2条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、第2条の規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園及び同条第3号に規定する地方裁量型認定こども園に限り、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、第4条の規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所等における職員配置基準を改める。

## 議案第10号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

80	近岡町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画近岡町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---

別表第2に次の1号を加える。

### 80 近岡町地区地区整備計画区域

計画地区	制限	
全域	用途の制限	(1) 法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設 (2) ホテル、旅館又は自動車教習所 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物

	(6) 葬儀場  (7) 風営法第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物
敷地面積の最低限度	150平方メートル
壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、水路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線又は隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分をいう。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p>
垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスと組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>

別表第3に次のように加える。

24	近岡町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画近岡町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---

#### 附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

#### 提案の趣旨

新たに都市計画の決定をした地区計画の区域内における建築物等の制限に関し、必要な事項を定める。

## 議案第11号

### 金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部改正について

金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

### 金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例

金沢市がけ地防災工事資金融資条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 令和6年能登半島地震による被害への対応を目的として行われる防災工事であって、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に市長が当該被害の発生を確認した箇所において行われるものに関するこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「3メートル」とあるのは、「2メートル」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の趣旨

令和6年能登半島地震の被害を受けたがけ地における災害の防止を図るために、融資対象となる防災工事の要件を緩和する特例措置を講ずる。

## 議案第12号

### 金沢市公共下水道条例の一部改正について

金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

### 金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例

金沢市公共下水道条例（昭和43年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「排水設備の工事に関し技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「責任技術者及び排水設備工事業者」を「排水設備工事業者及び責任技術者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 排水設備工事業者は、営業所ごとに、排水設備の工事に関し技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任しなければならない。ただし、石川県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第16条の2第2号中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案の趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するため、排水設備工事業者における責任技術者について、県内の他の営業所と兼任を可能とする。

議案第13号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和5年度金沢市議会3月定例月議会において議決された議決第117号「工事請負契約の締結について」（金沢市立兼六小学校校舎移転整備工事（建築工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和6年6月11日提出

金沢市長　村山　卓

金額「763,400,000円」を「776,920,100円」に改める。

議案第14号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和5年度金沢市議会3月定例月議会において議決された議決第118号「工事請負契約の締結について」（金沢市立兼六小学校校舎移転整備工事（電気設備工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 順

金額「238,040,000円」を「241,670,000円」に改める。

**議案第 15 号**

「委託契約の締結について」の一部変更について

令和 4 年度金沢市議会 6 月定例月議会において議決された議決第 18 号「委託契約の締結について」（高柳跨線橋耐震補強工事）のうち、その一部を次のように変更する。

令 和 6 年 6 月 11 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金額「253,882,000 円」を「229,267,107 円」に改める。

議案第16号

財産の取得について

コミュニティバスとして、次のとおり財産を取得する。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

取得する財産	取得する予定価格	契約の相手方
電動バス 29人乗り	53,384,309円	福岡県北九州市若松区白山1丁目18番7号 株式会社E Vモーターズ・ジャパン 代表取締役社長 佐藤 裕之

議案第17号

財産の取得について

消防用特殊車両として、次のとおり財産を取得する。

令和6年6月11日提出

金沢市長　村山　卓

取得する財産	取得する予定価格	契約の相手方
はしご付消防自動車	201,300,000円	富山県富山市牛島新町4番10号 株式会社モリタ富山営業所 所長 土居 典生

議案第18号

石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり、石川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日石川県指令地第2728号）を変更する。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

石川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日石川県指令地第2728号）の一部を次のように変更する。

別表第1の2及び3中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第19号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

路線名	起点及び終点						重要な経過地
戸板9号 桜田町線27号	桜田町1丁目	70番	4先から				
弓取14号 諸江町上丁線56号	桜田町1丁目	70番	1先まで				
弓取14号 諸江町上丁線57号	諸江町上丁	203番	6先から				
森本115号 金沢テクノパーク線6号	諸江町上丁	203番	3先まで				
浅川65号 太陽が丘1丁目線1号	北陽台1丁目	173番	5先から				
	北陽台1丁目	173番	6先まで				
	太陽が丘1丁目	11番	先から				
	銚子町イ	64番	1先まで				

議案第20号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山卓

路線名	起点及び終点			重要な経過地
京町線枝1号	京 京	町 町	542番 543番	先から 先まで

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

### 令和5年度専決第30号

地方自治法第180条第1項の規定により、金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月30日専決

金沢市長 村山 卓

### 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の3の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第6条の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第6条の6において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第30条の3、第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7、第30条の8、附則第4条の4第2項、附則第6条の2第1項、前条及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第30条の7第2項、第35条の6の5第1項及び前条の規定の適用については、第30条の7第2項及び前条中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第35条の6の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の4第1項の規定の適用がないもの

とした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第6条の4第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例)

第6条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額  
(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第34条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはその者の第1期分金額とし、第34条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額

とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第34条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第35条の6第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、第35条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の4第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第35条の6の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において

同じ。) の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第35条の6の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、

第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日の間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とす

る。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の6の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の6第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第35条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
  - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
  - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額

がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の6の5第2項の規定により読み替えられた第35条の6の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定のある場合における第35条の6の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の6第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第35条の6の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の7 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第30条の3、第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7、第30条の8、附則第4条の4第2項、附則第6条の2の2第1項、附則第6条の3及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。附則第7条第2項中「前条」を「附則第6条の3」に改め、同条第3項中「第30条の8第1項」の次に「、附則第6条の4第1項及び前条」を加え、「同項」を「第30条の8第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「附則第7条第2項」の次に「と、附則第6条の4第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第7条第2項及び」と、前条中「附則第6条の3及び」とあるのは「附則第6条の3、次条第2項及び」を加える。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

附則第9条の3第6項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第8項

中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条第11項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第16条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令

和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第18条の2中「附則第16条第1項、第2項」を「附則第16条第2項」に改める。

附則第19条中「から第33項まで若しくは第35項」を「、第32項若しくは第34項」に改める。

附則第19条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第19条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の5第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の4第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の4の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の4の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の4の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の4の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の4及び附則第6条の7の規定の適用については、附則第6条の4第1項及び附則第6条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の4の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度

分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### （都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

#### 専決処分した条例の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、令和6年度分の個人市民税の特別税額控除を実施するとともに、固定資産税及び都市計画税に係る現行の負担調整措置の延長等を行う。

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年6月11日提出

金沢市長　村山　卓

専決番号 及び専決日	理由	賠償する相手方	金額	左のうち保険で 補填される金額
令和5年度第25号 令和6年3月25日	公園の樹木による事故	[REDACTED] [REDACTED]	528,000円	528,000円
令和5年度第26号 令和6年3月25日	森山分団機械器具置場の屋根瓦落下による事故	[REDACTED] [REDACTED]	620,807円	0円
令和5年度第27号 令和6年3月25日	市道における事故	[REDACTED] [REDACTED]	21,868円	21,868円
令和5年度第28号 令和6年3月25日	市道における事故	[REDACTED] [REDACTED]	120,344円	120,344円
令和5年度第29号 令和6年3月28日	市道における事故	[REDACTED] [REDACTED]	4,851円	4,851円
令和6年度第1号 令和6年4月9日	市道における事故	[REDACTED] [REDACTED]	314,780円	314,780円
令和6年度第2号 令和6年4月9日	被害認定調査業務による事故	[REDACTED] [REDACTED]	66,000円	66,000円
令和6年度第3号 令和6年4月12日	市所有自動車による交通事故	[REDACTED] [REDACTED]	310,200円	310,200円
令和6年度第4号 令和6年4月26日	市所有自動車による交通事故	[REDACTED] [REDACTED]	182,556円	182,556円

専 決 番 号 及 び 専 決 日	理 由	賠 償 す る 相 手 方	金 額	左のうち保険で 補填される金額
令和6年度第5号 令和6年4月30日	能登被災地 救援物資受付 業務による 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	103,587円	103,587円
令和6年度第6号 令和6年4月30日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	227,964円	227,964円
令和6年度第7号 令和6年4月30日	市道における 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	66,773円	66,773円
令和6年度第8号 令和6年4月30日	市道における 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	8,750円	8,750円
令和6年度第9号 令和6年4月30日	市道における 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	5,500円	5,500円
令和6年度第10号 令和6年5月16日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	10,492,777円	10,492,777円
令和6年度第11号 令和6年5月16日	市道における 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	32,950円	32,950円



## 繰 越 明 許 費 に つ い て

一般会計予算において、令和5年度中に支払義務の生じなかった経費を令和6年度に繰越し使用する

令和6年6月11日提出

令和5年度金沢市一般会計

款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額
2. 総 務 費			180,726,400 円	175,826,400 円
	1. 総 務 管 理 費		95,790,200	90,890,200
		一 般 管 理 事 業	3,036,000	3,036,000
		交 通 対 策 事 業	47,592,600	47,592,600
		文 化 施 設 事 業	45,161,600	40,261,600
	2. 徴 税 費	賦 課 徵 収 事 業	53,736,200	53,736,200
	3. 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	戸 簿 住 民 基 本 台 帳 事 業	31,200,000	31,200,000
3. 民 生 費			3,258,158,196	2,200,701,348
	1. 社 会 福 祉 費		1,647,800,000	1,190,548,532
		社会福祉総務事業	1,497,500,000	1,040,248,532
		障 害 者 福 祉 事 業	150,300,000	150,300,000
	2. 老 人 福 祉 費	老人施設福祉事業	72,866,060	52,966,060
	3. 児 童 福 祉 費		998,512,000	524,693,102
		児童福祉総務事業	334,000,000	106,433,102
		保 育 所 事 業	620,130,000	391,630,000

について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

金 沢 市 長 村 山 卓

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国 県 支 出 金	特 定 財 源		一 般 財 源
		地 方 債	そ の 他	
	円 22,437,000	円 6,700,000		円 146,689,400
		6,700,000		84,190,200
				3,036,000
				47,592,600
		6,700,000		33,561,600
				53,736,200
	22,437,000			8,763,000
	1,876,902,654	52,400,000		271,398,694
	1,140,448,000			50,100,532
	1,040,248,000			532
	100,200,000			50,100,000
	7,730,000	28,200,000		17,036,060
	321,231,000	24,200,000		179,262,102
	106,433,000			102
	192,606,000	24,200,000		174,824,000

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 額
	5. 災害救助費	児童厚生施設事業	44,382,000 円	26,630,000 円
		災害救助事業	538,980,136	432,493,654
4. 衛生費			1,730,951,894	860,749,108
	1. 保健衛生費		803,313,248	65,613,407
	予防事業		797,699,841	60,000,000
		保健所・福祉健康センター事業	5,613,407	5,613,407
	2. 環境衛生費		417,204,646	319,504,646
	環境衛生総務事業		284,700,000	200,200,000
		環境保全事業	66,404,646	53,204,646
		環境衛生施設事業	66,100,000	66,100,000
	3. 清掃費		510,434,000	475,631,055
	ごみ収集事業		220,843,600	220,843,600
		ごみ処理事業	289,590,400	254,787,455
6. 農林水産業費			260,424,922	190,490,248
	1. 農業費		101,323,952	66,589,278
	農業総務事業		7,000,000	1,615,000
		農業振興事業	5,000,000	670,000
		農地事業	89,323,952	64,304,278
	2. 林業費	森林・林業事業	144,300,970	109,100,970
	3. 水産業費	水産業振興事業	14,800,000	14,800,000
7. 商工費			1,004,800,000	1,003,700,000

左の財源内訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	円 22,192,000			円 4,438,000
	407,493,654			25,000,000
	168,928,050	472,100,000	110,000,000	109,721,058
	60,000,000			5,613,407
	60,000,000			5,613,407
				247,300,000
		200,200,000		
		47,100,000		6,104,646
				66,100,000
	108,928,050	224,800,000	110,000,000	31,903,005
		111,200,000	80,000,000	29,643,600
	108,928,050	113,600,000	30,000,000	2,259,405
	51,088,485	100,800,000	3,358,700	35,243,063
	28,938,000	16,100,000	3,358,700	18,192,578
				1,615,000
				670,000
	28,938,000	16,100,000	3,358,700	15,907,578
	22,150,485	84,700,000		2,250,485
				14,800,000
				1,003,700,000

款	項	事業名	金額	翌年 総額
1. 商工費	商工総務事業	154,800,000	154,800,000	
	商業振興事業	800,000,000	798,900,000	
	観光事業	50,000,000	50,000,000	
8. 土木費		4,537,324,135	3,656,824,861	
1. 土木費	土木総務事業	26,834,000	26,834,000	
	道路橋りょう事業	1,611,325,374	1,383,622,327	
	道路維持事業	265,822,343	265,822,343	
	道路新設改良事業	1,222,548,231	994,845,184	
2. 河川費	交通安全施設整備事業	122,954,800	122,954,800	
		320,658,669	261,658,669	
	河川維持事業	142,706,236	113,406,236	
	河川改良事業	177,952,433	148,252,433	
4. 港湾費	港湾事業	421,152,500	304,301,738	
5. 都市計画費		826,607,452	618,894,865	
6. 住宅費	土地区画整理事業	165,577,529	82,631,870	
	街路事業	511,315,017	420,548,089	
	公園事業	149,714,906	115,714,906	
7. 消防費	住宅建設事業	1,330,746,140	1,061,513,262	
		69,792,800	65,292,800	
	1. 消防費	69,792,800	65,292,800	

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入	特定財源	一般財源	
	国県支出金	地方債	その他	円
				1,003,700,000
				154,800,000
				798,900,000
				50,000,000
	1,351,562,094	1,696,400,000	3,655,600	605,207,167
	6,000,000	8,300,000	3,655,600	8,878,400
	654,026,513	475,500,000		254,095,814
	75,781,179	27,400,000		162,641,164
	510,620,194	396,700,000		87,524,990
	67,625,140	51,400,000		3,929,660
	66,583,000	181,500,000		13,575,669
		102,100,000		11,306,236
	66,583,000	79,400,000		2,269,433
		243,500,000		60,801,738
	192,773,581	386,100,000		40,021,284
	7,017,488	67,100,000		8,514,382
	138,814,690	255,800,000		25,933,399
	46,941,403	63,200,000		5,573,503
	432,179,000	401,500,000		227,834,262
	26,797,000	6,800,000		31,695,800
	26,797,000	6,800,000		31,695,800

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 度額
		常備消防事業	11,349,800	6,849,800
		災害対策事業	58,443,000	58,443,000
10. 教育費			3,380,139,727	3,108,539,727
	1. 教育総務費	教育指導事業	15,300,000	14,750,000
	2. 小学校費	学校建設事業	2,156,308,927	2,041,488,927
	3. 中学校費	学校建設事業	484,500,000	482,970,000
	4. 高等学校費	高等学校管理事業	22,063,800	13,263,800
	6. 社会教育費		412,455,800	279,255,800
		文化財保護事業	129,673,800	30,673,800
		図書館事業	167,031,000	141,531,000
		青少年教育施設事業	10,972,500	10,972,500
		博物館事業	21,989,000	13,289,000
		美術館事業	82,789,500	82,789,500
	7. 保健体育費		289,511,200	276,811,200
		学校給食事業	257,611,200	257,611,200
		体育施設事業	31,900,000	19,200,000
11. 災害復旧費			1,119,227,132	809,474,632
	1. 災害復旧費		1,119,227,132	809,474,632
		農林業施設 災害復旧事業	394,049,800	348,711,000
		土木施設 災害復旧事業	710,341,332	450,439,632
		公共施設 災害復旧事業	14,836,000	10,324,000
合計		15,541,545,206	12,071,599,124	

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源 円
	国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
		6,800,000		49,800
	26,797,000			31,646,000
	594,922,690	1,330,800,000		1,182,817,037
	6,605,000	5,900,000		2,245,000
	445,787,000	990,400,000		605,301,927
	118,197,690	210,300,000		154,472,310
				13,263,800
	24,333,000	52,000,000		202,922,800
	24,333,000	5,600,000		740,800
		34,500,000		107,031,000
				10,972,500
		11,900,000		1,389,000
				82,789,500
		72,200,000		204,611,200
		72,200,000		185,411,200
				19,200,000
	250,586,098	432,400,000	594,300	125,894,234
	250,586,098	432,400,000	594,300	125,894,234
	224,516,398	41,200,000	181,800	82,812,802
	25,657,200	385,000,000		39,782,432
	412,500	6,200,000	412,500	3,299,000
	4,343,224,071	4,098,400,000	117,608,600	3,512,366,453

## 事故 繰越しについて

一般会計予算において、避けがたい事故により令和5年度中に支払義務の生じなかった経費を令和6年次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

度に繰越し使用するについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、

金沢市長 村山 卓

令和5年度金沢市一般会計

款	項	事業名	支出負担額 為 行	左の内訳		支出負担行為 予定額
				支出済額	支出未済額	
6. 農林水産業費			円	円	円	円
	1. 農業費	農地事業	879,600		879,600	
8. 土木費			64,432,200	52,084,950	12,347,250	
	4. 港湾費	港湾事業	64,432,200	52,084,950	12,347,250	
合 計			65,311,800	52,084,950	13,226,850	

事故繰越し繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳					説明	
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
円	円	円	円	円	円		
879,600	600,000				279,600		
879,600	600,000				279,600	令和6年能登半島地震に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となつたため	
12,347,250	11,300,000				1,047,250		
12,347,250	11,300,000				1,047,250	令和6年能登半島地震に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となつたため	
13,226,850	11,900,000				1,326,850		

## 予算の繰越しについて

水道事業特別会計予算において、令和5年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費を  
により、次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

令和6年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山卓

令和5年度金沢市水道事業

特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額
2. 資本的支出			円 3,281,415,000	円 3,281,415,000	円 3,281,415,000
	1. 建設改良費	配水管 布設等事業	円 3,281,415,000		円 3,281,415,000

左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
企 業 債	他 会 計 出 資 金	工事負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 516,900,000	円 200,200,000	円 217,734,000	円 2,346,581,000	円	円	
円 516,900,000	円 200,200,000	円 217,734,000	円 2,346,581,000			適正工期確保 等のため

## 予算の繰越しについて

水道事業特別会計予算において、避けがたい事故により令和5年度中に支払義務の生じなかった経費により、次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

を令和6年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山 卓

令和5年度金沢市水道事業

特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度 繰越額
1. 事業費用			円 97,933,000	円	円 97,933,000
	1. 営業費用	配水管 布設替等事業	97,933,000		97,933,000

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな御資産の 購入限度額	説 明
受注工事収益	その他			
円 13,783,000	円 84,150,000	円	円	
13,783,000	84,150,000			関連工事遅延 等のため

## 予算の繰越しについて

病院事業特別会計予算において、令和5年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費を  
により、次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

令和6年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山 卓

## 令和5年度金沢市病院事業

## 特別会計予算繰越し計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度 繰越額
2. 資本的支出			円 848,773,200	円	円 848,773,200
	1. 建設改良費		848,773,200		848,773,200
		医療機器等整備事業	21,008,900		21,008,900
		医療情報システム開発事業	827,764,300		827,764,300

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越しを要す るたな御資産の 購入限度額	説 明
企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 848,700,000	円 73,200	円	円	
848,700,000	73,200			
21,000,000	8,900			適正工期確保 のため
827,700,000	64,300			適正事業期間 確保のため

## 予算の繰越しについて

中央卸売市場事業特別会計予算において、令和5年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要するの規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

経費を令和6年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項

金沢市長 村山 領

令和5年度金沢市中央卸売市場

事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 発 義 務 額
2. 資本的支出			円 46,160,000	円 43,960,000
	1. 建設改良費	市場再整備事業	46,160,000	43,960,000

翌 年 度 額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
	損益勘定留保資金				
円 2,200,000		円 2,200,000	円	円	
2,200,000		2,200,000			令和6年能登半島地震 に伴う進捗の遅れによ り年度内に事業を完了 することが困難となつ たため

報告第9号

予算の繰越しについて

中央卸売市場事業特別会計予算において、避けがたい事故により令和5年度中に支払義務の生じなか  
った経費を令和6年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条  
第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

金沢市長 村山 卓

令和5年度金沢市中央卸売市場

事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 発 額	支 払 額	義 務 額
1. 事業費用			円 7,429,400			円
	1. 営業費用	中央卸売市場施設 災害復旧事業	7,429,400			

翌 繰 年 度 額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
	事 業 収 益	益			
円 7,429,400		円 7,429,400	円	円	
7,429,400		7,429,400			適正工期確保 のため

## 予算の繰越しについて

下水道事業特別会計予算において、令和5年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

を令和6年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項

金沢市長 村山 卓

令和5年度金沢市下水道事業

特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
2. 資本的支出			円 4,793,843,000	円 633,945,000	円 4,159,898,000
	1. 建設改良費		4,793,843,000	633,945,000	4,159,898,000
		管渠等築造事業	2,220,068,000	218,000,000	2,002,068,000
		雨水関連事業	500,229,000	33,700,000	466,529,000
		処理場事業	1,996,259,000	372,500,000	1,623,759,000
		流域下水道事業	47,000,000	9,745,000	37,255,000
		庁舎等整備事業	30,287,000		30,287,000

左 の 財 源 内 訳					不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな御資産の 購入限度額	説 明
企 業 債	補 助 金	工事負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金	円			
円 2,400,600,000	円 1,540,852,000	円 118,147,000	円 100,299,000	円		円	
2,400,600,000	1,540,852,000	118,147,000	100,299,000				
1,315,000,000	533,898,000	70,249,000	82,921,000				適正工期確保 等のため
267,100,000	182,287,000		17,142,000				関係機関との 調整遅延等の ため
751,100,000	824,667,000	47,898,000	94,000				適正工期確保 等のため
37,200,000			55,000				適正工期確保 のため
30,200,000			87,000				適正工期確保 のため

## 予算の繰越しについて

下水道事業特別会計予算において、避けがたい事故により令和5年度中に支払義務の生じなかつた第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

経費を令和6年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条

金沢市長 村山 韶

## 令和5年度金沢市下水道事業

## 特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度 繰越額
1. 事業費用			円 70,736,000	円	円 70,736,000
	1. 営業費用		70,736,000		70,736,000
		管渠事業	47,112,000		47,112,000
		処理場事業	23,624,000		23,624,000

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
受託工事金収入	その他			
円 12,447,000	円 58,289,000	円	円	
12,447,000	58,289,000			
12,447,000	34,665,000			令和6年能登半島地震に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となつたため
	23,624,000			令和6年能登半島地震に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となつたため